

(様式第11号) (第24条関係)

太陽光発電施設設置届出書

令和7年 2月25日

長野県知事 様

住 所 長野県上田市古里777-3
氏 名 株式会社 野村屋
代表取締役 野村健太

長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例第24条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

太陽光発電施設の設置の場所		駒ヶ根市赤穂 10466-1,10469-1,10469-2,10465-8
事業区域の位置及び面積		1927.0㎡
太陽光発電施設の合計出力		49.5kW (太陽電池の合計出力99.76kW)
太陽光 発電事 業の内 容及び 実施予 定期間	発電電力の用途	☒ 売電 ☐ 自家消費 設備ID (オフサイトPPA事業の為、無し)
	設置工事着手予定日	令和7年3月28日
	設置工事完了予定日	令和7年4月30日
	運転開始予定日	令和7年4月30日
	施設撤去予定日	令和37年4月30日
太陽光発電施設の設置に関する計画		別添「太陽光発電施設設置計画書」参照
太陽光発電施設の構造に関する事項		地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン等を参照の上、設計会社による構造(強度)計算を行い、架台について風雪に耐えられる強固なものとする。
景観保全のための措置の検討に関する事項		別紙(景観保全のための措置の検討状況書)参照
環境の保全のための措置の検討に関する事項 (※環境配慮区域に太陽光発電施設を設置する場合に限る。)		該当なし
備考		連絡先 株式会社野村屋 (電話番号) 0268-75-7763 (FAX番号) 0268-75-7764 (電子メールアドレス) team-solar@nomurayagroup.co.jp

注1 該当する口内に△印を記入すること。

2 「太陽光発電施設の設置の場所」欄は、届出に係る太陽光発電施設の事業区域が所在する土地の地番全て記載すること。

3 「事業区域の面積」欄には、小数第1位まで記載すること。

4 「太陽光発電施設の合計出力」欄は、小数第1位まで記載すること。

5 「発電出力の用途」欄は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第1項の規定による申請手続中の場合は、その旨を記載すること。

6 「備考」欄は、電話番号、FAX、電子メールアドレス等の連絡先を記載すること。

- (添付書類)
- 1 位置図
 - 2 事業区域図
 - 3 太陽光発電施設の配置図
 - 4 条例第11条の書面
 - 5 その他知事が必要と認める書類

(参考様式) (第9条関係)

太陽光発電施設設置計画書

防災対策等設置施設	☐ 調整池 ☐ 沈砂池 ☒ 排水設備 ☐ 擁壁 ☐ 管理用道路 ☐ その他 ()		
特定区域の該当 ※該当するものは事業区域 図に明示すること	☐ 地域森林計画対象民有林 ☐ 地すべり防止区域 ☐ 急傾斜地崩壊危険区域 ☐ 土砂災害特別警戒区域 ☐ 砂防指定地 ☒ 該当なし		
環境配慮区域の該当 ※50キロワット以上の事業 に限る ※該当するものは事業区域 図に明示すること	☐ 国有林・地域森林計画対象民有林 ☐ 国立公園・国定公園・長野県立自然公園 ☐ 長野県自然環境保全地域 ☐ 郷土環境保全地域 ☐ 水道水源保全地区 ☐ 水資源保全地域 ☐ 希少野生動植物の生息地等保護区 ☐ 鳥獣保護区 ☒ 該当なし		
工程表	別紙工程表の通り		
工事車両の運行計画	想定される台数(延べ) 36台 2台×18日 運行時間 8:30～17:00 経路 別紙案内図の通り		
造成工事	盛土の有無	有	想定盛土量 21.36m ³
	切土の有無	有	想定切土量 121.60m ³
	事業区域外からの搬入量		— m ³
	事業区域からの搬入量		m ³
排水処理設備の有無	有		
	排出経路	敷地内浸透処理 配置図に浸透施設記載	
送電設備	☐ 鉄塔 ☒ 電柱 ☐ 地下埋設		

(参考様式) (第7条関係)

景観の保全のための措置の検討状況書

項 目		検 討 事 項	配慮する内容
太陽電池 モジュール	全体	(1) 稜線や斜面上部、高台等、周囲から見通せる場所は極力避ける。やむを得ずそのような場所を選定する場合は、尾根や地形の連続性が損なわれる等の違和感が生じないよう、樹木の伐採や土地の掘削を最小限にとどめる。	既存の地形を活かし大きな造成を行わず土地の掘削を最小限にとどめます。
		(2) 公共的な眺望点からの景観への影響に特に留意し、完成予想図の作成（シミュレーション）等を実施する。 ※検討で作成した完成予想図は添付すること	眺望点からは見えない
	配置	(1) 敷地が主要な道路や住宅の敷地等に隣接する場合は、太陽電池モジュールを境界から一定距離後退させる。	接道境界から1mほど後退しフェンスからパネルの離隔を1mとする 鉄道用地から離隔を5mとする
		(2) 施設の規模や地形等に応じて分割する等、大規模な平滑面が連続することを避ける。	大規模な平滑面が連続しないようアレイを分ける
	規模	(1) 周辺からの視界をできる限り遮らないよう、施設の高さは極力抑える。	施設の高さは地上より最小1,000mmとし最大約2,600mmと致します
		(2) 主要な道路や公共的な眺望点から見える場合は、太陽電池モジュールの垂直投影面積を極力抑える。	角度を15° と致します
	形態・意匠	(1) 当該地に応じた架台を選定するとともに、太陽電池モジュールの向きや傾斜をそろえる等、配列に一定の規則性を持たせる。	配列に一定の規則性を持たせるように配慮いたします

		(2) 太陽電池モジュールの傾斜角は、周囲の山並み、建築物の屋根等と極力整合させる。	パネル角度を15° としている為比較的近い角度となっている
		(3) 太陽電池モジュールの裏面が周辺の道路等から見えにくくする。	道路等から見えにくく配慮いたします

項 目		検 討 事 項		配慮する内容
太陽電池 モジュール	材料・ 色彩等	(1) 低反射のものを選択するか防眩処理を施す等、太陽光の反射を低減する対策を行う。また、素材の結晶が目立たないものを選択する。		防眩処理が施され、結晶が目立たないものを選定いたします
		(2) 黒又は濃紺を基本とし、低明度かつ低彩度の目立たないものとする。		黒または濃紺の色を選定いたします
		フレーム	(1) 低反射の素材を用いる。	配慮致します
			(2) 太陽電池モジュールと同系色を用いる。	配慮致します
附帯施設・ 附属施設		(1) フェンス等については、色彩、形態・意匠に配慮する。		配慮致します
		(2) 電柱電線類については、極端に増加させないよう、低減に努める。		新設は最低限の本数にするよう配慮致します
		(3) 架台、パワーコンディショナー及び変圧器等の付属設備については、色彩等に配慮する。		配慮致します
敷地の緑化		(1) 植栽計画にあたっては、効果が早期に発揮できるよう、根巻きを行った苗などの使用を検討するとともに、植栽間隔や苗木の大きさに配慮する。		配慮致します
		(2) 樹種の選定にあたっては、外来種及び低木性の樹種を避け、地域に適した植生とする。		配慮致します
その他		(1) 施設の規模が大きく主要な道路や住宅地に反射光の影響が懸念される場合は、配置や向き、傾斜の角度、材料、植栽等の遮へい措置について検討する。		近隣住宅へ反射光の影響がないよう配慮し設計致します
		(2) 施設及び敷地内は、定期的に保守点検を行うなど、適切に維持管理を行い、景観の保守に努める。		(別紙) 維持管理計画に沿って管理を実施致します
		(3) 事業区域場所の景観行政団体の定める景観育成基準への適合を確認する。		駒ヶ根市、都市計画課に確認致しました

上記以外でも、設置箇所周辺の土地利用状況、周辺景観の状況に応じて、より効果的な配慮方法を工夫してください。

(参考様式) (第19条関係)

維持管理計画

作成日

令和7年 2月25日

太陽光発電施設の設置場所	駒ヶ根市赤穂 10466-1, 10469-1, 10469-2, 10465-8	
事業者名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、住所及び連絡先）	〒386-0005 長野県上田市古里777-3 株式会社野村屋 代表取締役野村 健太 0268-75-7763	
保守点検責任者	氏名及び住所	株式会社野村屋
	電話番号	0268-75-7763
合計出力	49.5kW（太陽電池の合計出力99.76kw）	
維持管理の内容	別紙のとおり	
施設撤去予定日（事業終了予定日）	令和37年4月30日	
損害保険の加入状況	☒ 有 ☐ 無 （保険内容 自然災害 電氣的・機械的事故の対応）	
太陽光発電施設を撤去する際の対応	・太陽光発電施設の処分は廃棄物処理業者に依頼する ・撤去後は更地に戻します	
維持管理計画及び状況の公表方法	・事務所等に保管しておき、請求があった際に開示致します	

※標識に掲示することにより公表する場合には、標識の記載項目と同一のところは記載を省略することができます。

＜太陽光発電施設等の周辺において土砂災害等が発生するおそれがある場合に予定している措置の内容＞

○強風による飛散

・太陽電池モジュール、架台の固定部に緩みがないこと、基礎などが強度不足になるような劣化がないことを保守点検項目に従い巡視を実施

○豪雨による水害

・土砂崩れ等の兆候がないか、排水機能に異常がないか、保守点検項目に従い巡視を実施

＜土砂災害等により太陽光発電施設の損壊が生じ、又は周辺地域の環境の保全に支障が生じた場合に予定している措置の内容＞

・事故・災害が発生した場合には、迅速に状況を把握し、関係機関（経済産業省、県など）に連絡をする

・土砂の流出やパネルの飛散など周辺環境に影響を及ぼした場合は、速やかに撤去し二次災害が起きないように対策を講じる

<別紙>

太陽光を電気に変換する施設

対象	該当の有無	点検箇所	点検項目	点検方法	点検頻度	点検実施日
太陽電池アレイ	☑	太陽電池モジュール	表面及び裏面に著しい汚れ、きず、破損がない。	目視	1回/ 1ヶ月	
			端子箱に破損、変形がないか		1回/ 1ヶ月	
			フレームに著しい汚れ、きず、腐食、破損がない。		1回/ 1ヶ月	
	☑	コネクタ	破損、変形がなく確実に結合されている。		1回/ 1ヶ月	
	☑	ケーブル	配線に著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損がない。		1回/ 1ヶ月	
			配線に過剰な張力、余分な緩みがない。		1回/ 1ヶ月	
	☑	電線管	破損、変形、汚損、腐食がなく正しく固定されている。		1回/ 1ヶ月	
	☑	接地線	接地線に著しい破損、断線がなく正しく接続されている。		1回/ 1ヶ月	
			接続部に緩み、破損がない。		1回/ 1ヶ月	
	☑	架台	基礎に著しいひずみ、損傷、ひびなどの破損が進行していない。		1回/ 1ヶ月	
			架台の変形、きず、汚損、さび、腐食、破損がない。		1回/ 1ヶ月	
			積雪による沈降、不等沈降、地際腐食等などの影響がない。		1回/ 1ヶ月	
			ボルト、ナットの緩みがない。		1回/ 1ヶ月	
			固定強度に不足の懸念がない。		1回/ 1ヶ月	
接続箱	☑	本体	著しい汚損、さび、腐食、破損、変形がない。	1回/ 1ヶ月		
			固定ボルトなどに緩みがなく確実に取り付けられている。	1回/ 1ヶ月		
			雨水、じんあい等の侵入がない。	1回/ 1ヶ月		
	☑	配線	配線に著しい汚損、破損、きず、さびがなく正しく固定されている。	1回/ 1ヶ月		
漏電遮断器	☑	本体	著しい汚れ、さび、腐食、破損、変形などがない。	1回/ 1ヶ月		
	☑	配線	配線に著しいきず、破損がない。	1回/ 1ヶ月		
パワーコンディショナー	☑	本体	著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損、変形がない。	1回/ 1ヶ月		
			固定ボルトなどに緩みがなく確実に取り付けられている。	1回/ 1ヶ月		
			コーキングなどの防水処理に異常がなく雨水などの侵入がない。	1回/ 1ヶ月		
			運転時の異常な音、振動、臭い、加熱がない	1回/ 1ヶ月		
	☑	配線	配線に著しい汚れ、破損、汚れ、さび、腐食、破損などがない。	1回/ 1ヶ月		

附帯施設

対象	該当の有無	点検箇所	点検項目	点検方法	点検頻度	点検実施日
法面・擁壁	☑	切土法面	小段の沈下がない。	目視	1回/ 1ヶ月	
			排水溝の損傷がない。		1回/ 1ヶ月	
			目地にずれがない。		1回/ 1ヶ月	

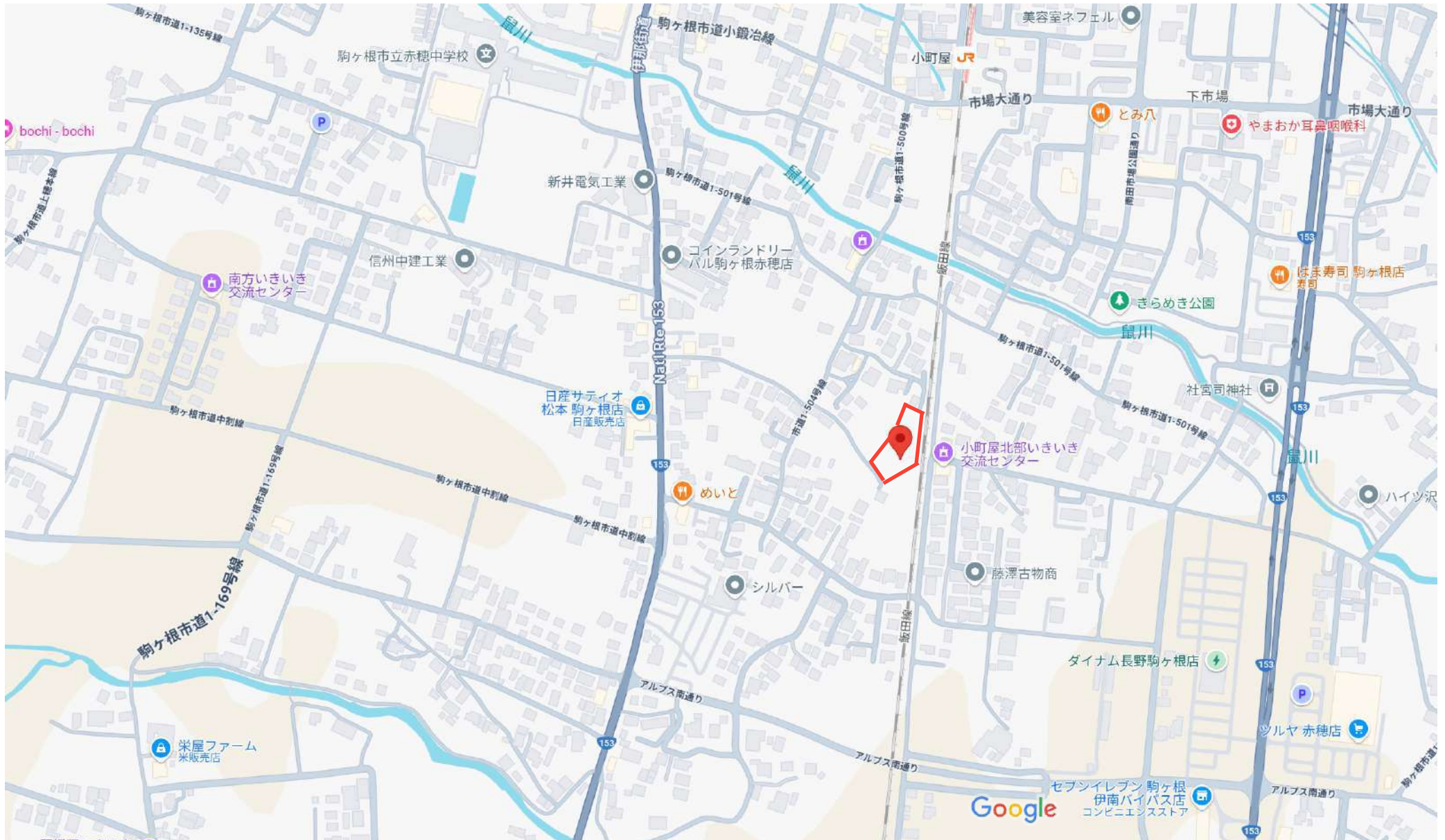
			開口量の大きな亀裂が発生していない。			
			吹付工法等の剥離がない。			
			法枠工法等の破断がない。			
			はらみ出しの発生がない。			
			大量の湧水（濁り）がない。			
			崩落がない。			
			上部斜面からの土砂流出がない。			
	☒	盛土法面	小段の沈下がない。		1回/ 1ヶ月	
			段差が発生していない。			
			排水溝の損傷がない。		1回/ 1ヶ月	
			法尻の崩落がない。		1回/ 1ヶ月	
			オーバーフローによる洗掘がない。		1回/ 1ヶ月	
			大量の湧水（濁り）がない。		1回/ 1ヶ月	
			湧水箇所の軟弱化がない。		1回/ 1ヶ月	
		擁壁	亀裂、割れが生じていない。			
			座屈、段差、傾斜がない。			
			つなぎ目にずれがない。			
			水抜き穴につまりがない。			
			水抜き穴から異常な土砂流出がない。			
			地山に変形がない。			
排水設備	☐	排水溝、枡	水路に落下物等のつまり、堆積がない。			
			亀裂、ずれがない。			
			破損がない。			
			排水設備外への漏水がない。			
調整池	☐	堤体	上下流の法面に崩れ、亀裂、損傷、陥没、漏水がない。			
			堤頂に亀裂、沈下、損傷、陥没、漏水がない。			
			草木の繁茂がない。			
	☐	基礎	堤体の基礎に漏水、地山のはらみ出し、沈下、崩壊がない。			
	☐	余水吐き	導流水路に亀裂、損傷、劣化、継ぎ目の開きがない。			
			越流部に亀裂、損傷、劣化、継ぎ目の開きがない。			
			放流水路に亀裂、損傷、劣化及び継ぎ目の開きがない。			
	☐	放流施設	規定の放流先以外への漏水、土砂の流出がない。			
			呑口部に亀裂、損傷、劣化、継ぎ目の開きがない。			
			吐き口に亀裂、損傷、劣化、継ぎ目の開きがない。			
			油等の浮遊がない。			
	☒	貯留部	法面に崩れ、亀裂、破損、湧水がない。		1回/ 1ヶ月	
			天端に損傷、沈下、陥没、損傷がない。			
			貯留部低地に著しい土砂の堆積がない。		1回/ 1ヶ月	
			油等の浮遊がない。			
			下流河川（周辺）に洗掘、崩壊がない。			
防護柵、埤	☒	フェンス（防護柵）	著しいさび、きず、破損、傾斜がない。		1回/ 1ヶ月	
	☒	標識（事業計画、注意喚起）	視認性を損なう汚れ、文字の色落ち、擦れ、破損がない。		1回/ 1ヶ月	
	☒	入口扉	開閉に異常がなく施錠に問題がない。		1回/ 1ヶ月	

進 入 路 ・ 管 理 道	☒	通路等	周辺からの土砂の流入、堆積がない。		1回/ 1ヶ月	
			事業地周辺への土砂の流出がない。		1回/ 1ヶ月	
			雨水等による洗掘がない。		1回/ 1ヶ月	
			草木の繁茂がない。		1回/ 1ヶ月	
設 置 地 盤	☐	舗装あり地盤	亀裂、剥離がない。			
			段差、傾斜がない。			
			空洞の発生（土砂の流出）がない。			
			隆起の発生がない。			
設 置 地 盤	☒	舗装なし地盤	周辺からの土砂の流入、堆積がない。		1回/ 1ヶ月	
			事業地周辺への土砂の流出がない。		1回/ 1ヶ月	
			雨水等による洗掘がない。		1回/ 1ヶ月	
			草木の繁茂がない。		1回/ 1ヶ月	

※施設の規模や立地、設備に応じた内容の点検項目を適宜追加してください。

駒ヶ根市赤穂10466-1他3筆

位置図

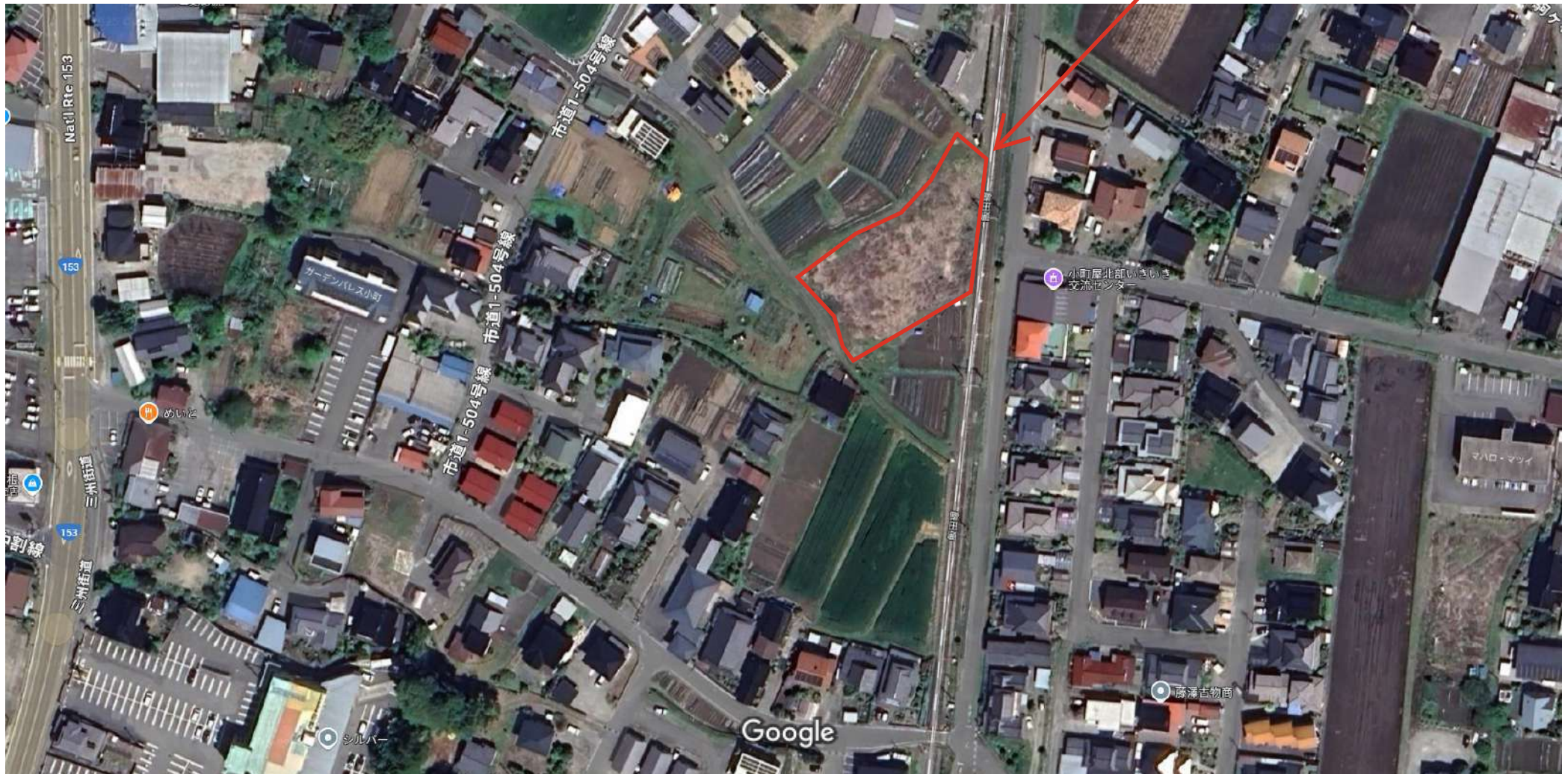


事業区域図

事業計画地

駒ヶ根市赤穂10466-1他3筆

面積：1927.0㎡



緑地化計画図

1/250

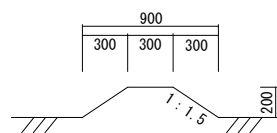
【凡 例】	
	境界線
	開発区域界
	パネル
	浸透排水工
L=95m	浸透排水工全長
	フェンス工
L=176m	フェンス工全長
	土塁工
L=178m	土塁工全長
	既存石積
	植栽
	雨水流水方向
○.○○%	水勾配
	間地・法面緑化
S=1927㎡	開発区域面積
	構内柱
	既存法面
	ブロック

【設備仕様等】	
項 目	概 要
太陽電池容量	99.76kw
設備認定容量	49.50kw
モジュール	CS6W-580W
モジュール枚数	172枚
P C S	SUN2000-4.95KTL-NHL2
PCS台数	10台
架 台	アルミ架台15° 傾斜架台
基 礎	スクリュー基礎工法 L=1600mm

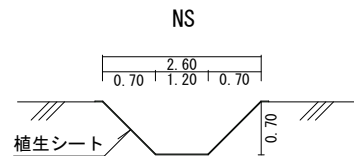
事業名	赤穂太陽光発電所		
所 在	駒ヶ根市赤穂 10465-8, 10466-1, 10469-1, -2		
図面名	緑地化計画図		
縮 尺	1/250	図面番号	1 葉之内 1
事業者	株式会社 野村屋		
設計者	株式会社 野村屋		



【土 塁】
S=1/50



【雨水浸透施設】



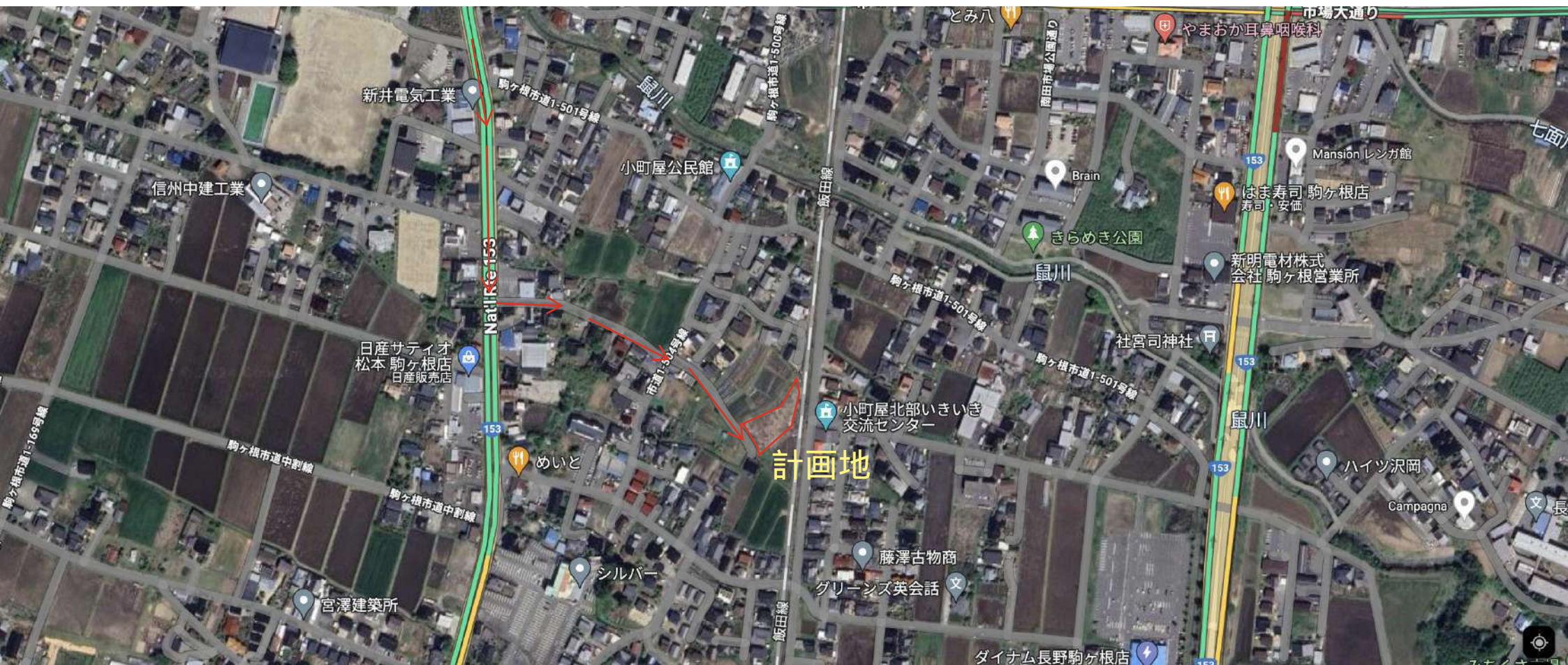
完成予想図

S=1:250 (A3)



【凡例】	
	境界線
	開発区域界
	パネル
	浸透排水工
	フェンス工
	断面箇所
	フェンス後退線(1.0m)
	既存法面
	流出防止工【土塁】
	流水方向

事業名	赤穂10466-1発電所建設工事		
所在地	駒ヶ根市赤穂10466-1他		
図面名	完成予想図	縮尺	1:250 (A3)
事業者	株式会社 野村屋		
設計者	株式会社 野村屋		



工事工程表

計画名	赤穂10466-1発電所																								施工者			長野県上田市古里777番地3 株式会社野村屋																	
所在	駒ヶ根市赤穂 10466-1・10469-1・10469-2・10465-8																																												
期間	許可日（着手）から1カ月																																												
工種	2025年								2025年																																				
	3月								4月																																				
	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31							
準備工	→																																												
土工				→																																									
雨水処理工				→																																									
基礎工																→																													
架台組立 モジュール敷設																						→																							
電気工																									→																				
フェンス工																												→																	
各種検査 系統連系																																					→								



No.1



No.2



No.3



No.4



No.5



No.6



No.7



No.8

(参考様式) (第11条・第13条関係)

事業基本計画説明状況書

令和6年10月10日作成

事業者の住所・氏名 (法人にあって、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)		長野県上田市古里777-3 株式会社野村屋 代表取締役 野村 健太
事業太陽光発電施設の設置の場所		駒ヶ根市赤穂10466-1、10465-8 10469-1、10469-2 (設備ID オフサイトPPAの為、無し)
説明会開催についての周知の方法とその範囲		小町屋区民へ回覧による周知
説明会の概要	日時	令和6年8月29日(木) 19:00～
	場所	小町屋公民館
	参加者数	10名
	説明を行った者の氏名(法人にあっては、氏名及び役職名)	株式会社野村屋 取締役 鈴木 エネルギー事業部 宮澤、栗林

注1 説明会を2回以上開催した場合は、説明会ごとに作成すること。

(添付資料) 1 説明会で配布した説明資料

2 説明会で説明した内容、参加者の要望及び意見並びにそれらへの回答等について具体的に記載した議事録

(参考様式) (第11条・第13条関係)

意見回答書

作成日 令和6年 10月 10日

太陽光発電施設の設置予定場所	駒ヶ根市赤穂10466 - 1、10465-8、10469 - 1、 10469 - 2
----------------	---

意見（質問・要望）	陳述者・提出者	回答
・隣接農地地主様への説明をしっかりと頂きたい	説明会出席者	承知致しました。
・事業終了の撤去 ・事業終了はいつ	説明会出席者	・パネル、架台及び電気設備を撤去し更地の状態に戻します。 ・発電所は発電する限り継続する予定になります。パネルの出力保証が30年になりますので、30年以上は計画しています。
・フェンスの高さはどのくらい	説明会出席者	・1.5mになります。
・発電所の景観に対する対処は計画しているのか	説明会出席者	・景観に配慮し茶色のフェンスを選定いたします。景観につきましては発電所の周りに植栽を施し景観に配慮致します。 (説明会の際にシルバーのフェンスと回答しましたが、景観の意見がありましたので変更致しました。)
・今回の意見に対しての回答はまとめるのか	説明会出席者	・説明会の翌日から県の条例で定めのある意見期間を30日間設けさせていただき、回答させていただきます。意見が無いようであれば区と事業に対するご意見、ご要望を取り入れて協定書を締結させていただきます。
・雑草等の対応	説明会出席者	・月に一度現地に赴き点検を実施しその際に春から秋にかけては除草作業を行います。隣接が農地になりますので、除草剤は使用せず手作業にて除草致します。

・除草作業が時期によっては1か月に1度だと苦情がでると思います	説明会出席者	1か月に1度の除草作業になりますが、様子を見て適宜に除草作業を行うように努めます。
・工期はどれくらいか	説明会出席者	・工期につきましては天気の状態もありますが1か月を予定しております。
・発電所を設置後、近隣住民への説明を実施してもらいたい	説明会出席者	・承知致しました。
・工事車両の進入路は	説明会出席者	・計画地北側の接道を使用予定になります。幅員が狭いため広い駐車場をお借りして軽トラック等で小運搬致します。
・何時から何時まで発電はするのか	説明会出席者	・夏至と冬至で時間帯はずれますが、太陽が入射してから発電となります。日の出と日の入りまでは発電致します。
・図面いっぱいパネルが設置してありますが発電量はどのくらいか	説明会出席者	・パネル合計出力が99.76KWになりまして、パワーコンディショナーを通り変換し49.5KWの低圧発電施設になります。
・除草作業の範囲は	説明会出席者	・境界内が除草範囲になります。
・計画地内排水溝はどうされるのか	説明会出席者	・計画地内の排水溝につきましては、確認し使用しているようであればそのまま既存の状態が残します。

・落雷なんかの心配はないですか	説明会出席者	・弊社の建設した発電所が今までそういった事例が無いという事と、雷の特性としても高い所に落ちるので施設内への落雷の可能性は低いかと考えております。
・1か月に1度の点検は近隣住民へ結果報告をしますか。	説明会出席者	・点検の際に異常がなければ報告は行いません。災害時や何か異常が発生した場合は周知するように致します。
・この場所でやる理由は	説明会出席者	・現地にて日当たり等確認させて頂き、地主様からも活用の予定が無いとのことから選定をさせて頂きました。
・景観上反対	説明会出席者	・太陽光発電設備につきましては周りに植栽を施しフェンス等の色彩も配慮し景観から突出しないように努めます。

赤穂太陽光発電所建設工事 駒ヶ根市赤穂10466-1他3筆



商 号	株式会社野村屋
代 表 者	野村 健太
創 業	大正2年(1913年)12月1日
設 立	昭和26年(1951年)12月24日
所 在 地	長野県上田市古里 777-3
事業内容	・瓦事業 ・建築事業 ・自然エネルギー事業

瓦を積んで、はや百年。
次は、何を積んでいきましょう。

いただいた仕事は、断らない。

それが長野で長年瓦屋をやってきた、

野村屋のポリシーです。

今は、人の暮らしを支える様々な事業を手掛けていますが、

日本の屋根を「瓦」が守り続けているように、

そこにある心は決して変わらない。

誠心誠意、やり続ける。

これが私たち、野村屋です。



野村屋

計画地航空写真・計画概要



目的: 太陽光発電施設建設工事

計画地: 駒ヶ根市赤穂10466-1(公簿面積1411㎡)

発電出力: 49.5kW(4.95kW×10台)

発電容量: 99.45kW(585w×170枚)

管理者: 株式会社 野村屋

予定工期: 2024年11月下旬着工～12月中旬完成予定

土地利用計画平面図 S=1:250 (A3)



【凡例】	
	境界線
	開発区域界
	パネル
	浸透排水工
	フェンス工
	断面箇所
	フェンス後退線(1.0m)
	既存法面
	流出防止工【土留】
	流水方向

【設備仕様等】	
【項目】	【概要】
太陽電池容量	99.45kW
設備認定容量	99.50kW
モジュール	CSM-565T
モジュール枚数	170枚
P.C.S	SUN2000-4.6SKTL-W4.7
P.C.S台数	10台
架台	アルミ製 15° 傾斜架台
基礎	スクリュー杭基礎工法 L=1600mm
フェンス工	≒140m H=1500mm (門扉1箇所・構造物1基)
流入防止工	≒178m【土留】
浸透排水工	L=95m
開発区域面積	1926.32㎡

事業名	赤穂10466-1発電所建設工事		
所在地	駒ヶ根市赤穂10466-1他		
図面名	土地利用計画平面図縮尺	1:250(A3)	
事業者	株式会社 野村屋		
設計者	株式会社 野村屋		

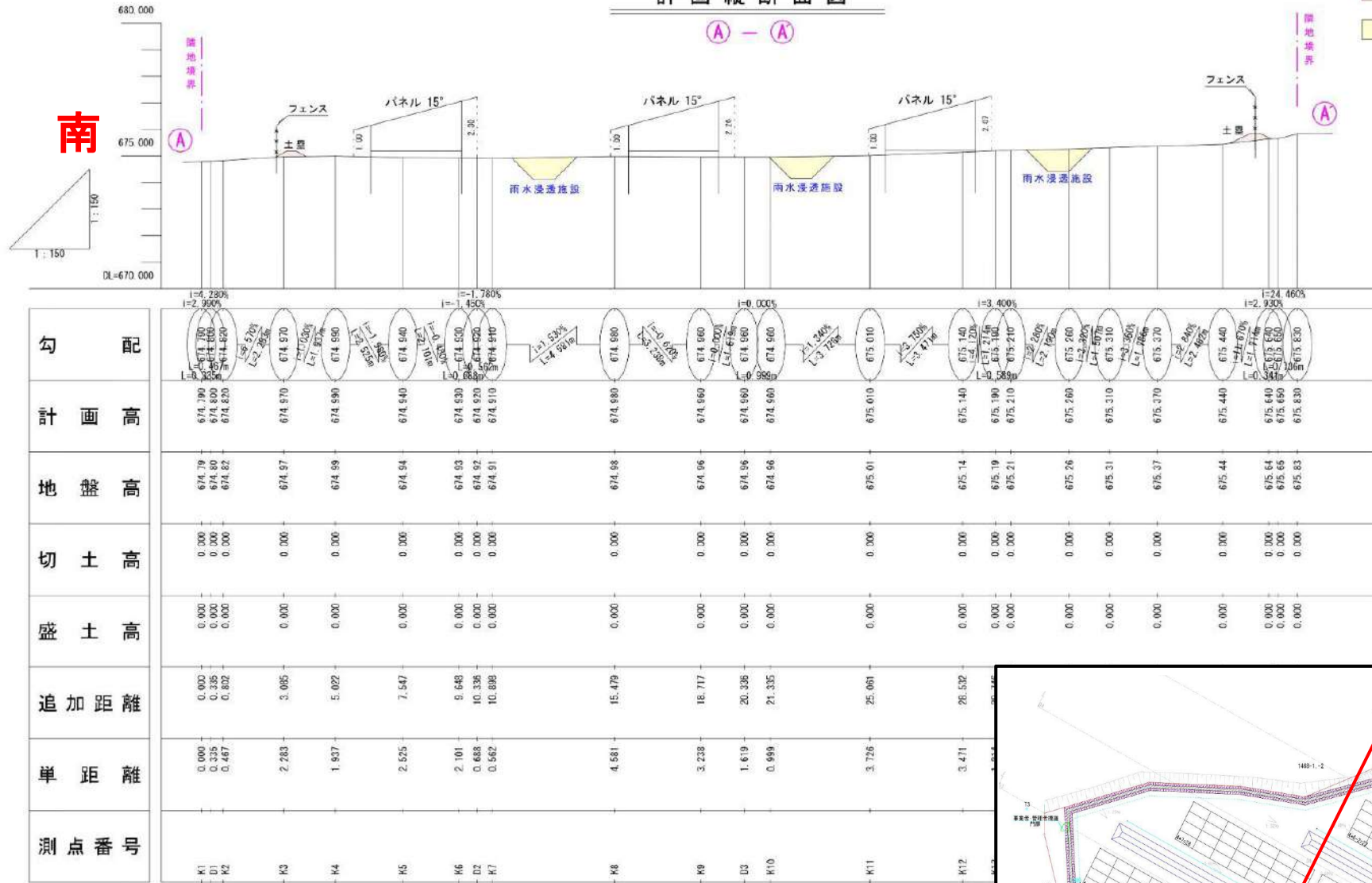
計画縦断面図

(A) - (A')

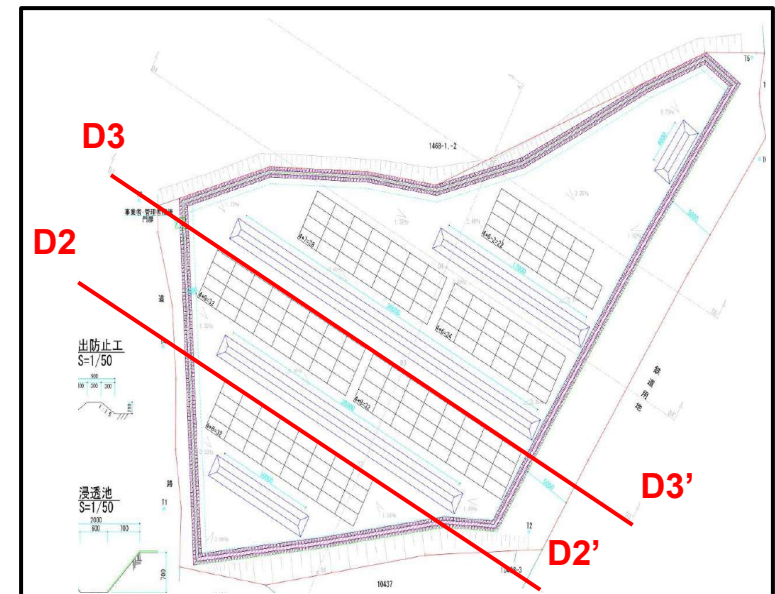
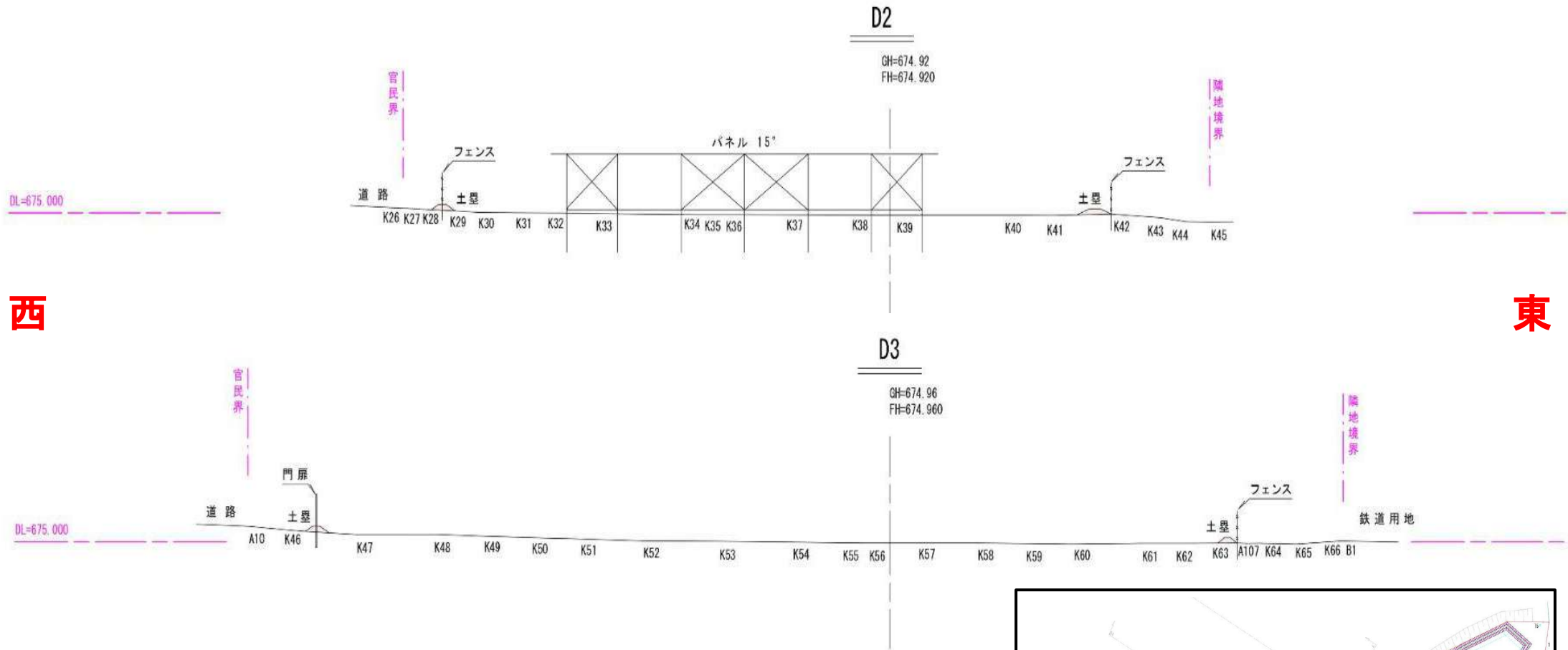
盛土
切土

北

南



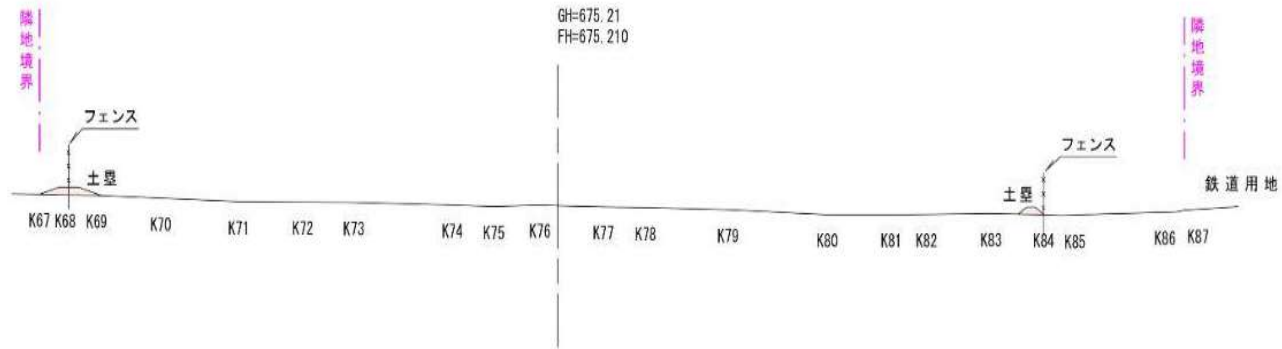
計画横断面図



計画横断面図

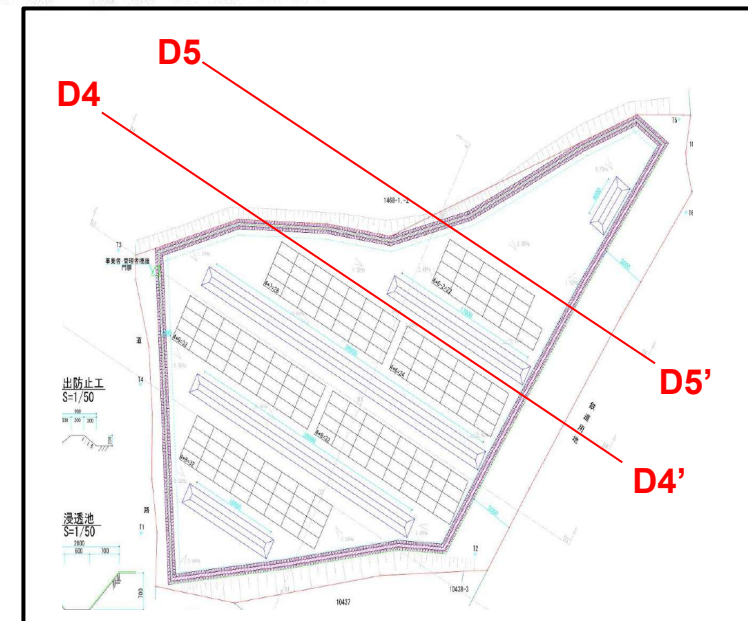
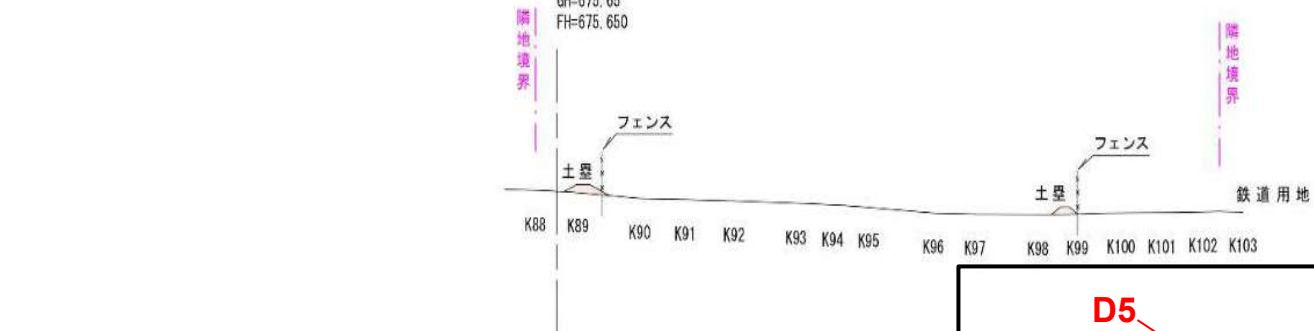
D4

GH=675.21
FH=675.210



D5

GH=675.65
FH=675.650



雨水排水処理について

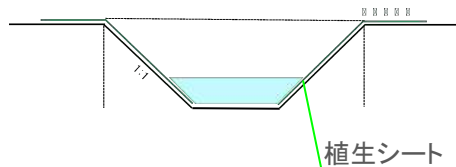
処理方法 場内地下浸透処理

処理施設 浸透池

※太陽光発電所施設の敷地において生じた雨水は事業場内にて浸透処理することを原則としております。

当事業計画においても敷地内に浸透施設を設け、当該事業場内にて生じた雨水は敷地外への放流をすることなく、場内にて地下浸透処理を行います。

調整池：断面イメージ



①



②



③



流出防止工 【土塁】

①



②



③



④



工事概要

①造成



②基礎工



③架台組立工



④パネル敷設



⑤電気工



⑥フェンス設置工



⑦系統連系(運転開始)



事業開始

発電所維持管理 (メンテナンス) について

- ・当社の太陽光発電所は自社にて企画・設計から施工・維持管理 (メンテナンス) を一貫して行っています。

月次点検/作業

- ・毎月1度、現地に赴き場内実地点検・作業を実施します。
- ・作業項目
 - ①草刈り(※春～秋に適宜実施)
 - ②太陽光発電設備・機器点検場内
 - ③付帯設備点検場内状況の点検

遠隔監視

- ・遠隔監視装置を設置し、太陽光発電設備の運転状況を確認できます。
- ・運転停止や異常が発生するとアラートメッセージが発報され、担当者が現地確認を実施します。

緊急対応

- ・万が一設備に異常が生じた場合は速やかに確認を行い、必要に応じて設備の停止や安全点検、復旧を実施します。

太陽電池モジュールに含まれる有害物質について

本計画で使用する太陽電池モジュールは「使用済み太陽電池モジュールの適正処理に資する情報提供ガイドライン」の規定値以下の基準の製品を使用致します。

鉛	0.1wt%	カドミウム	0.1wt%
ヒ素	0.1wt%	セレン	0.1wt%

wt%(ウェイトパーセント)とは全体の質量に対する成分量の割合を示しています。



弊社製品の化学物質について

弊社の太陽電池モジュール製品について、JPEA（一般社団法人太陽光発電協会）より発行されている「使用済み太陽電池モジュールの適正処理に資する情報提供のガイドライン」（2017年12月第1版）に規定された化学物質の含有状況を以下に記します。

種別	製品型式名	含有率基準値(※1)を超える対象物質	含有部位
単結晶	CS1A-MS,CS1V-MS,CS1VL-MS,CS1K-MS,CS1H-MS,CS1HA-MS,CS1U-MS,CS3K-MS,CS3K-MB-AG,CS3K-MB-FG,CS3Y-MS,CS3K-MS-FG,CS3K-MS-AG,CS3L-MS,CS3L-MS-L,CS3U-MS,CS3U-MS-FG,CS3U-MB-AG,CS3U-MS-AG,CS3W-MS,CS3W-MB-AG,CS5A-M,CS5AH-M,CS5C-M,CS5P-M,CS6A-MS,CS6A-M,CS6A-MM,CS6V-MS,CS6V-M,CS6V-MM,CS6VL-MS,CS6P-P-Plus,CS6P-M,CS6P-MM,CS6K-M,CS6K-MS,CS6K-MS-AG,CS6X-P-Plus,CS6X-M,CS6U-M,CS6R-MS,CS6RA-MS,CS6RB-MS,CS6R-H-AG,CS6R-T,CS6W-MS,CS6W-T,CS6W-TB-AG,CS6.1-42TM,CS6.1-36TM,CS6.1-54TD,CS6.1-60TB,CS6.1-60TM,CS6.1-72TB,CS6.1-72TD,CS7L-MS,CS7L-MB-AG,CS7L-TB-AG,CS7N-MS,CS7N-MB-AG,CS7N-TB-AG	基準値以上の該当なし	① フレーム
		基準値以上の該当なし	② ネジ
		基準値以上の該当なし	③ ケーブル
		基準値以上の該当なし	④ ラミネート部
多結晶	CS3K-P,CS3K-P-FG,CS3K-P-AG,CS3K-PB-AG,CS3K-PB-FG,CS3U-P,CS3U-P-AG,CS3U-P-FG,CS3U-PB-FG,CS3U-PB-AG,CS3L-P,CS3W-P,CS3W-PB-AG,CS6A-P,CS6V-P,CS6P-P,CS6P-PX,CS6P-PT,CS6K-P,CS6K-P-AG,CS6K-P-FG,CS6S-P,CS6U-P,CS6X-P	基準値以上の該当なし	⑤ フレーム
		基準値以上の該当なし	⑥ ネジ
		基準値以上の該当なし	⑦ ケーブル
		基準値以上の該当なし	⑧ ラミネート部

※1 含有率基準値の基準は「使用済み太陽電池モジュールの適正処理に資する情報提供のガイドライン」4-2) で規定されている下記の基準によります。

鉛:	0.1wt%
カドミウム:	0.1wt%
ヒ素:	0.1wt%
セレン:	0.1wt%

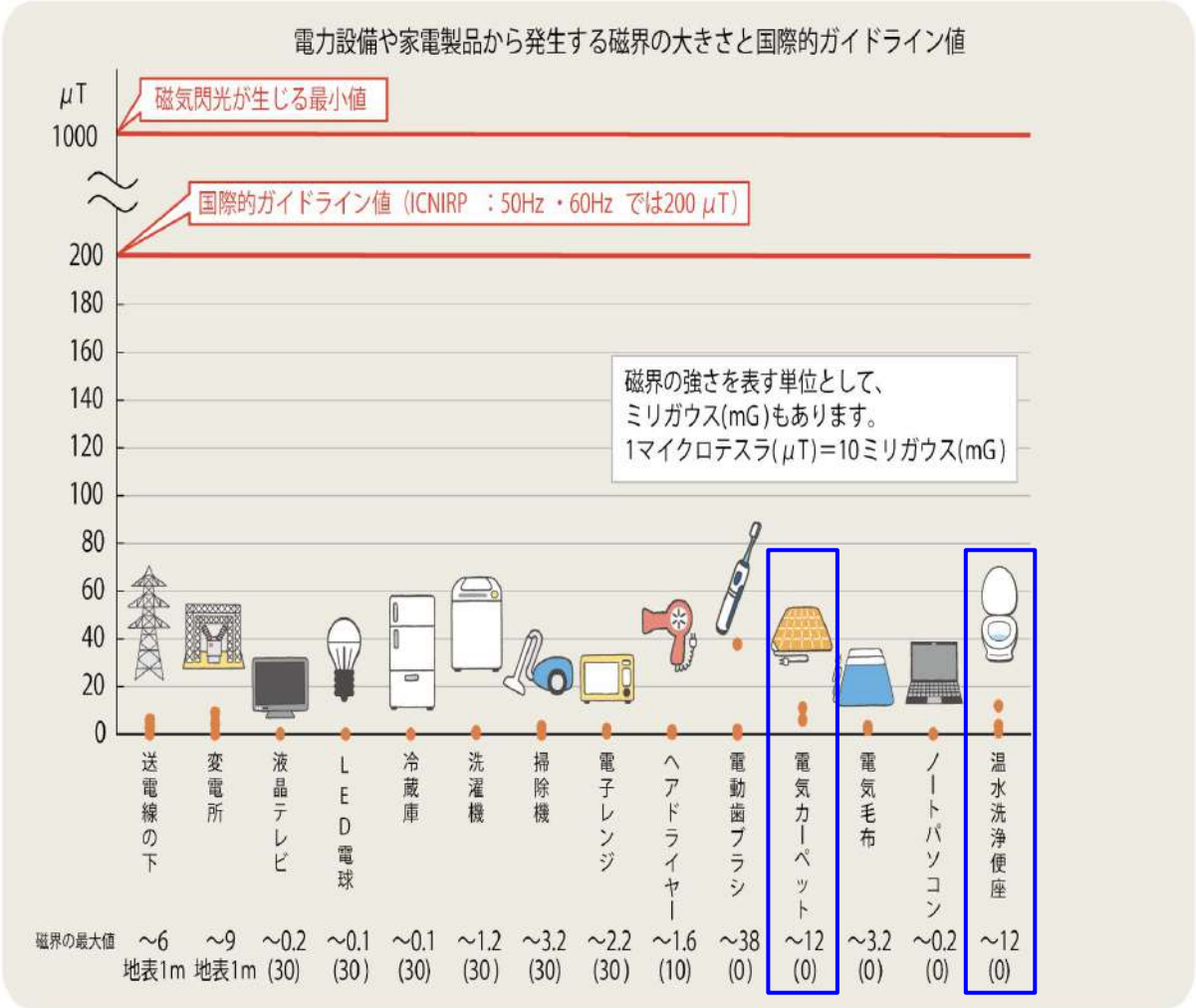
以上

電磁波について

太陽電池モジュール 8.33μT パワーコンディショナー 7.49μT (30cm)

JEIC(電磁界情報センター)の調査報告書より引用

下記表の通り、太陽光発電設備は身近な家電製品の数値と近い値となっており人体に及ぼす影響は低いと考えられます。



※()は、電磁界の発生源から測定点までの距離 (cm)。測定距離は、国際規格IEC62233および類似品の規格に準じています。
※出典：電力設備は、「電磁界と健康 (平成29年度版) (経済産業省)」、家電製品は、平成27年~29年度電磁界情報センターによる 測定結果
※各種あたり数製品程度測定。点 (●) は、それぞれの製品の磁界の最大値を示しています。

よくいただくご質問について

ご質問	回 答
事業終了後の撤去	・事業終了後にはパネル、架台及び付帯設備を撤去し更地の状態に戻します。
反射光について	・向きや設置角度、距離などを考慮し、周囲に影響を与えない設計となるよう配慮致します。 ・パネルは低反射ガラスを使用した（ARCコーティング）製品を選定致しました。 ※ARCコーティングガラスは透過率が約 99%、光の反射率は約 1%まで低減されます。 なお通常のガラスは透過率が約 92%、光の反射率は約 8%程になります。
設備音について	・日中しか発電しないため、夜間は稼働しません。 ・パワーコンディショナーの稼働音は 29dB程度です。（メーカ公表値） 例：深夜の郊外、鉛筆の執筆音、ささやき声などが 30dB程度です。
安全対策について	・発電所は第三者の侵入を防止するため、周囲をフェンスにて囲い、門扉（入り口）は施錠し管理致します。

説明会議事録

開催日時： 令和6年8月29日（木）19：00～
開催場所： 小町屋公民館
説明者： 株式会社野村屋 取締役 鈴木
 エネルギー事業部 宮澤、栗林
出席者： 10名
配布資料： 事業計画概要書

内 容： 赤穂10466-1発電所事業計画の説明

【開会】

【野村屋栗林】

赤穂太陽光発電所建設工事のご説明を始めさせていただきますと思います。

弊社は、長野県上田市古里にあります株式会社野村屋と申します。創業が大正2年12月1日、今年で111周年目を迎えさせていただいております。

事業内容としましては、瓦事業、建築事業で今回、計画させていただいております自然エネルギー事業を行っております。

今回の太陽光発電所建設計画地につきまして、説明会を行わせていただいております小町屋公民館より南側、飯田線の西側が計画地となっております。

計画概要になりますが、太陽光発電施設建設工事、計画地が駒金市赤穂10466の1、公簿面積が1411㎡となります。

発電出力が4.95キロワットのパワーコンディショナーと言う、変換機器を10台使用させていただき、49.5キロワットの低圧発電施設となります。

発電所管理は弊社が行います。予定工期につきましては、今年の11月下旬に着手、12月中旬に完成予定となっております。

続きまして、土地利用計画平面図となります。

格子状のものが太陽光パネルとなります。太陽光発電施設につきましては、雨水を敷地外へ流出しないよう県と市で定められております。

それに伴い、流出防止工を高さ20センチ幅90センチの青枠、矢印をさせていただいておりますが、周りを囲ませていただき、雨水の流出防止を行っております。深さ70センチ、幅2メートルの掘削した浸透池を、何か所かに設置し、水をためて場内浸透といった形となっております。

周りは1.5メートルのフェンスで囲い、第三者の侵入を防止する形となっております。

東側には飯田線の線路がありますので、境界から5m離れた形で太陽発電施設を設置致します。

次に縦断面図となります。計画平面図を縦で割った断面図となります。

地形が平地となっておりますのでほとんど造成は行なわない計画となっております。

横で切った横断面図となっております。

地形が平地となっておりますので、既存の状態でパネルを設置させていただきます。

雨水排水処理については、先ほど説明致しましたとおり、最初に浸透池になります。70センチの深さで掘削し、植生シートを施工致します。植生シートにつきましては、植物の種子が入っており植物の根を生やして法面が雨水で崩れないよう保護致します。

北側の流出防止工になります、こちらも高さ20センチ、幅90センチのものを周りで囲う計画となります。

工事概要、工程となります。

まず最初に造成といって、浸透池、周りに土塁の方を設置させていただきます。

その後、杭打ちの基礎工事、その上に架台を組み立て架台の上にパネルを敷設するような形となります。

パネルを敷設し、電気工事、最後に周りをフェンスで囲わせていただき、系統連系開始となります。

発電所ができてからの維持管理になります。

月に1度、現地に赴いて点検を致します。

作業項目としましては、春から秋にかけて除草作業、太陽光発電設備の点検、先ほどお話しさせていただきました浸透池、土塁、そちらが崩れてないか、場内点検をさせていただきます。

太陽光発電施設につきましては、遠隔監視を設け、運転停止や異常が発生すると、アラートメッセージが発行され、弊社に連絡が来るようになっております。

連絡が来ましたら、緊急対応として、必要に応じて設備の停止や安全点検、復旧を実施させていただきます。

説明会でよくあるご質問は、太陽光パネルに含まれる有害物質と、電磁波についてになります。

太陽光パネルになりますが、有害物質として鉛、カドミウム、窒素、セレンが、含まれています。こちらは、jpaと言って、一般社団法人太陽光発電協会の方で規定として基準値とされる0.1ウェイトパーセントで、ウェイトパーセントは全体の質量に対する成分量になります。

こちらが0.1ウェイトパーセント以下のものを使用するということで、今回パネルは、0.1ウェイトパーセントのものを選定させていただきました。

電磁波につきましては、太陽光パネルは、8.33マイクロテスラ、パワーコンディショナーが7.49マイクロテスラという数字になっており、こちらのパネルとパワーコンディショナーの測定が30センチ離れたところから測定させていただいております。

こちらの数値になりますが、電磁界情報センターの調査報告書を引用させていただき、家電製品で、近い数字ですと温水洗浄便座、電気カーペットが12マイクロテスラとなります。

電動歯ブラシは、38マイクロテスラになりますので、数値から見ても、太陽光パネル、パワーコンディショナーともに人体に及ぼす影響は低いと考えられております。

最後になりますが事業終了後の撤去について、事業終了後には、パネル架台及び施設設備を撤去し、更地の状態に戻します。

反射光につきましては、向きや設置角度、距離などを考慮し、周囲に影響を与えない設計となるよう配慮しております。

パネルは、arcガラスと言って、arcコーティングといった低反射のコーティングをさせたものを選定しております。

arcコーティングガラスにつきましては、透過率が約99パーセント、光の反射率が約1パーセントまで低減されておりますので、特に反射も問題ないかとは思われます。

設備の音につきましては、日中しか発電しないため、夜間は稼働いたしません。

音がなるところがパワーコンディショナーという所になり、稼働音になります。メーカー値では29デシベル程度、こちらの音は、深夜の妨害、鉛筆の執筆音、囁き声などが、30デシベル程度になりますので、音も特に問題ないかとは思います。

安全対策につきましては、発電所は第三者の侵入を防止するため、周囲をフェンスで囲い、門扉は施錠いたします。

こちらで説明は以上になりますが、質問の時間を取らせていただきますので、ご意見あるようでしたらよろしくお願い致します。

【赤穂区民】

よろしいですか。○○○と言いますけれども。

地主さんの土地だったと思んですけれども。今回、土地は買取なんでしょうか借用なんでしょうか。

【野村屋栗林】

こちらで購入させていただく話になっております。

【赤穂区民】

はい、わかりました。

でも、許可が必要ですよ。農地の場合なんですけど。五条申請だと思んですけども。五条申請も出されたんでしょうか。

【野村屋栗林】

行政の届出も申請中の段階になります。説明会を開催し計画が進められる形であれば、五条申請の申請を出させていただきます。

【赤穂区民】

その農地申請、3条申請にせよ、4条、5条にせよですね、立地基準とですね、一般基準があるわけですが、ここ、第3種農地だと思するので、立地基準上は原則許可だと思んですが、一般基準においては、周辺の営農活動に支障がないことという基準になります。

その点で、もうすでに御社は周辺の農家に対して今回の計画を説明されたんでしょうか。

【野村屋栗林】

計画地で測量を実施させて頂いた際に、隣接の方がいらっしやいまして、声をかけさせていただきました。申請を提出する際に説明が必要になりますので、説明の方は再度させてもらい、計画を進めていこうかと考えております。

【赤穂区民】

周辺の農家が、こういったことがあると困るよとか、そういったことのヒアリングとか要望の受付はまだ終わっていないということではよろしいですか。

【野村屋栗林】

この前、ここで太陽光はやらせていただくというお話をさせてもらって、何か気になる所はと話をさせてもらった際に、雑草の方が伸びてしまってるので管理をしっかりしていただければという話がありました。

【赤穂区民】

はい。私、実は周辺農家にお伺いしてるんですけども、俺のそこには何の話もないよというようなお声を聞いている。

【野村屋栗林】

実際には、どちらの方ですか。

【赤穂区民】

ご近所さんだと思うんですけども。ですから、実際にそういう風におっしゃってる方がいるので、その手続きはきちっとやり直した方がいいんじゃないんですか。

【野村屋栗林】

再度ご確認させていただき、訪問をさせていただくように致します。

【赤穂区民】

その時、工事をしますよというお話では、多分こういった計画書をお渡しになってないと思うんですね。

本人からしたら説明を受けていないのと同じですよ。きちっと事業計画を受けていないわけですから。

事業計画をきちっと説明した上で、営農活動上の懸念に対して、どのように御社が対応されるかということをきちっと説明する必要があるんじゃないかと思います。

次に、この事業終了後の撤去なんですけど、事業終了はいつでしょう。

【野村屋栗林】

事業終了の件になりますが、発電所は発電する限り、事業の方は計画させてもらう予定にはなっていますが、今回選定のパネルが出力保証で30年保証されてますので、30年以上は計画はさせていただくような形になります。

30年経ってから、これで発電所が撤去されるっていうわけではなくて、パネルをまた再度交換し、そのまま発電所として継続していく予定になります。

【赤穂区民】

最低でもメーカースペックからいくと30年間はやりたいし、それ以上も可能であれば続けたいという考えでよろしいですね。

その時のものですね。企業ってなかなか最近そんなに御社すごくて、100年以上の企業とおっしゃられていますけれども、でもなかなか短命化しているということもよく言われているわけで、そうするとですね、事業終了の撤去についての保険っていうのがですね、僕たちから、住民からすると非常に関心があるわけですね。例えば、撤去に対しての積立金みたいなものをやるとか、どうでしょう、御社自体もですね、人も減ってきますし、非常に難しい状況に陥った時に、僕らは、撤去されるっていうことを、どうしたらこう安心して考えられるんでしょう。

【野村屋栗林】

毎年発電量によって変わるんですが、発電量によって、積立金と言って、その分金額を引いて、撤去費用は積み立てさせていく予定になります。

それだけでは撤去費用には伴わないですが、ケーブル、アルミ架台等を撤去する際は売却し、撤去費用として使わせていただくような形になると思われます。

【赤穂区民】

例えばですね、積立金も含めて、こういう格好でその撤去費用というものをきちっと用意しますという計画を作るお考えがありますか。

【野村屋栗林】

先ほどのお話になります。廃棄費用が大体140万ぐらいになると思われるのですが、あくまでもこちらは想定になります、そちらで廃棄費用の積み立てということで、そういった形で発電量の何パーセントら貯めていくような形になりまして、想定の積立金額が大体20年、25年ぐらいで70万から80万円ぐらいになります。

架台やケーブル等を処分して売却するような形になりますので、手出しとしてはその分を引いた金額になりますので、そこまで大きい費用はかからないかと考えております。

【赤穂区民】

フェンスの高さってどのくらい。

【野村屋栗林】

1.5メートルになります。

【赤穂区民】

僕ら住民からすると、自分たちの暮らしてるところの一角に、黒いパネルを並べたものが目に入るってすごくストレスなんですけれども、それに対して、このフェンス設置ってどういう風に改善されるんでしょう。

それか、どういう風に改善してもらうためのフェンスを設置していただけるんでしょうか。

【野村屋栗林】

シルバーのフェンスになりますが、ご要望があれば検討し、植栽などを施したりと配慮させていただければと思います。

【赤穂区民】

フェンスや植栽によって景観上の配慮をされるご用意があるということで、こういった今のお話をですね、合意書としてまとめる考えはあります。

【野村屋栗林】

最後に、説明会が終わってから30日間、回答期間と言いまして、近隣の方々の意見を再度いただくような期間を取らせていただきます。

その後に、意見についても回答させてもらって、よければ協定書をまかせていただき、事業を進めさせていただければと考えております。

【赤穂区民】

先ほどの近隣農家の懸念事項なんですけれども、草刈りの問題ですとかも、今日ですね、実際の新聞などに、茨城県の方では第3種農地を含めて規制という方向が出ていて、要するに、市街地の中での農地においても、実際はその隣接する農地もあったりして、太陽光パネル設置のところからですね、飛び込んできて困るっていう苦情もあるので、第三者も含めて規制するという報道がありました。で、それが要するに、立地基準の許可だからなんでもやってもいいんだっていうわけではなくて、農場の支障がない限り認めるというのは大前提なわけなんですよね。

そういう意味で、草あるいは虫、そういったものへの対応っていうのをどのようにされるのか。

【野村屋栗林】

現地で春から秋にかけては除草作業をやらせていただきます。除草作業につきましても、近隣が農地になりますので、除草剤は使わずに手作業で草刈りをやらせていただくような形となっております。

【赤穂区民】

正直、今の時期ですね、農家の皆は2週間にいっぺん草取ってて、多分上田もそうだと思いますけれども、1ヶ月にいっぺんって追いつかないよっていう感じなんですよね。

【野村屋栗林】

そうですね。一応、1ヶ月に1回とは言ってるのですが、例えば 今月が 8月29日に除草作業させてもらって、また次は9月の少し様子を見させてもらって、9月の中旬とかに入り1ヶ月に1回のスパンで様子を見て除草作業を行いたいと考えております。

【赤穂区民】

1ヶ月に一遍にされるとかなり伸びるんで、おそらく周辺の人からすると苦情が出るといいますけど。

そこら辺のところは少し計画を見直していただいて、もう少し、春と例えば、4月の状況と、やっぱ7、8、9って全然違うので、そこら辺のこのメリハリの草刈りのプランとか、雑草対策のプランをやっぱりご用意いただけないかなと思いますけれども、。

【野村屋栗林】

そちらの方は検討させていただいて、回答させていただきます。

【赤穂区民】

それで、今の除草の件ですけども、すでにもう除草剤撒いてるよね。今やると場所がだいぶ枯れているけれども、それはもうすでになんか実施したんじゃないですか。

【野村屋栗林】

除草作業は弊社では行っていません。

【赤穂区民】

別の業者がやってんのかな。

だいぶかれてるよ。あの刈り方は除草剤を使ったのかなと思って見てたんですけど。

【野村屋栗林】

そうですね。弊社はまだ草刈りは実施しておりません。

【赤穂区民】

野村屋さんじゃないと。はい、そういうことですね。それが1つ。はい。それから、工期が約半月だよ。はい。そんな早く対応できるんですか。

【野村屋栗林】

そうですね。地形としまして、そのまま草刈りをして、不陸整正といって、重機で敷きならすような形で、あとは浸透池、 周りに流出防止工を設置させていただくような形になりますので、天気次第なところはありますが、予定としては、そのままスムーズに進めば、そのぐらいで期間としては終わるような工事となりますね。

【赤穂区民】

それでその、工期終わってですね、住民の説明か、なんか見学みたいのあるんですか。

【野村屋栗林】

特には考えてはないんですが、もし必要なら行きます。

【赤穂区民】

近隣の人にですね、そういう説明をする必要があるんじゃないかと思うんですけど。

【野村屋栗林】

そういう意見があればさせていただくような形をとらせていただきます。

【赤穂区民】、

いきなり、もう知らない間に建ってるじゃ、ちょっとどういう内容かは今日見て、誰もほとんど 近隣の人には来てないもんで。どういう内容で、それにもうすでに半月ぐらいでもうその設備が整ったということで、もうすでに 立ち上げるってことになるんです。

また後から、近隣の人に声かけしてもらって、説明をしてもらえればと思うんですけどね。

【野村屋栗林】

わかりました。

【赤穂区民】

私、隣のもんですから。道路を挟んで向かいに住んでるもんですからね。2階からよく見えるもんですから、状況が。そういうことを、ちょっと考慮していただきたいなど。

【野村屋栗林】

では、設置後にまたお集まりしていただいて、説明の方を現地でさせていただくような形を取らせていただきます。

【赤穂区民】

そうですね、ぜひお願いしたい。

すいません。工事車両が進入する道路、現場まで入る道はどうするんですか。

【野村屋栗林】

北側はやっぱり道が狭いので、広いところで荷受けをして、軽トラックなどで小運搬して入れるような形になりますので。

【赤穂区民】

あそこは途中で停まりますよね。

【野村屋栗林】

そうですね。計画地まではそのまま軽トラックで入れるような形になります。一応、測量で乗用車では入らせてもらって、軽トラックであれば侵入できるのかなというところもありますので、それで小運搬でやらせていただければと思います。

【赤穂区民】

住宅内で農地をわざわざ潰して太陽光発電パネルを設置しなきゃいけない理由がよくわからない。

御社は大きな会社だから、他に適した場所で、上田にもっと近いところでなされてるのになと思うようにはなるんですけれども、なぜここでやらなくちゃいけないのか。

【野村屋栗林】

計画としましては、航空写真を見て、現地も1度確認させていただき日当たりもよく、活用もないということで、おはがきを送らせてもらい、活用してないので、購入していただければという話になりましたので、うちの方で計画をさせていただきました。

【赤穂区民】

地主さんとのお話なんだけれども、こういう土地って、地主だから自分の土地なんでもしていいっていう、そういうもんじゃなくて、やっぱ、周辺住民が暮らしてる中での利用だと思うんですよね。だからこそ、この説明会っていうことなんだけれども。

だから、ここで認めていただけたら事業計画出しますよっていうと、事業計画が認められるものなんだみたいな印象を受けるんですけれども、正直、周辺住民とすると、ここでわざわざしなくたっていいんじゃないでしょうかっていう感じはある。

【野村屋栗林】

地主様との話でも、近隣の方々にしっかりと説明をさせてもらって事業の方は進めさせていただくという話はさせていただいておりまして、納得をしていただくように説明会を開催させていただきました。

【赤穂区民】

そうすると、僕らが納得できないよという声を、例えば、この中で決めれば、地主さんには御社の方から、説明会に来た人は、建ててほしくないと思っているんですということをお伝えいただけるということですね。

【野村屋栗林】

そうですね。

弊社の方も、これで今計画は進めさせて頂いてまして、太陽光の被害とか損害等そういうことがあれば協議して検討させていただくんですが、太陽光が反対という意見であると、計画の方は廃止するっていうことは考えておりません。

【赤穂区民】

でも、例えばあなたの家の真横にね、こういうものができて、毎日2階の窓から下を見たらね、毎日パネルを見る状況になっているんですか。ご自身の所は。

【野村屋栗林】

なってないですね。

【赤穂区民】

皆さん、上田から駒ヶ根に来て、他の地域の計画だから関係無いかなって思われているのかもわからないけれど、自分の家の横に建てられたら嫌だなと思われるんじゃないかなと思うんですけど。

【野村屋栗林】

弊社も、太陽光発電施設を長野県内で450件以上建設の方はさせてもらってまして、もちろん地元の上田でもやらせていただいておりますし、その横の東御市もやらせて頂いております。遠いからと言ってここは景観を考えてないというそういった考えはございません。

【赤穂区民】

今その太陽光パネルの設置って、土砂災害ってこともありますけど、あの黒いパネルがどーんと敷地を占めていること自体が景観上の問題があるわけで、だから長野県の駒ヶ根市の例えば景観条例があるところで規制が厳しかったりとかしているわけですね。

じゃあ、住宅街はどこでもいいかっていうと、住宅街によって景観っていうものがあって、やっぱり自分たちの住んでる場所を快適でありたいわけですし、それは皆さんが皆さんと暮らして、家の横で太陽光は迷惑と sentirられるのも同じことだと思うんです。

だから、この場で、例えば来た人も多く反対でしたという意見があれば、先ほど申しましたように、地主さんに伝えていただいても、近隣の人は納得してません。ということで、今回の計画は、難しいですねっていうお話をさせていただけるかなと思ったんですけど。

先ほどの話です。

【野村屋栗林】

そういった内容での計画の中止は考えておりません。

【赤穂区民】

まだ始まってないし、工事も始まってないし、計画だけですよね。だから、撤退どころか、始まっていないから計画も何もない。

建てた物を撤去しなさいって言うてるだけじゃなくて、建てる前だからこそ、この話なんですよ。

【野村屋栗林】

地主様の方も現在、管理ができないということで、できるだけ購入して頂きたいという話もさせていただいておりますので、このまま計画の方は進めさせていただければとは考えております。

【赤穂区民】

でも、話がちょっとずれちゃってんですけどね。ここでこうやると伝えていただけるんですね。

【野村屋栗林】

できるだけ納得していただくように、こっちも誠意を持ってやるしか対応の方はできないのですが

【赤穂区民】

そこんところはね、話が違ってますね。

そうすると、御社の立場からすると、ここで住民が嫌だっというのであれば、地主さんのところに直接話をしに行ってくださいということですか。

【野村屋栗林】

もし反対意見があれば、こちらで連絡を取らせていただきます。

【赤穂区民】

じゃあ、ここで反対でしたということをお伝えいただけるということでよろしいんですね。

どうですか。なんか直接地主さんところにもしつかり、なかなか難しいことだと思うんですけども、少なくともここに来た人たちに反対の人がいますっていうことは伝えていただけるということでよろしいですよ。

ぜひお願いしたい。

それともう1つ、日中しか発電しないって書いてありますけど、時間は何時から何時っていうのは決まっていますか。これは具体的じゃないよね。

昼間だけしか稼働しませんって言ってるけども、じゃあ、何時から何時まで稼働して、夜間は何時から何時までとストップするという具体的な計画はあるんですか。

【野村屋栗林】

太陽が入射してからが発電になりますので、その夏至と冬至で時間の方が分かれてはしまうのですが。

【赤穂区民】

そういう実証時間でという考え方ですね。自動的にスイッチが入ると。

【野村屋栗林】

それで発電するという形になります。

【赤穂区民】

夕方になるとストップする考え方でいいんですね。

【野村屋栗林】

他にご意見等ございますか。

【赤穂区民】

はい。図面で言うと、ギリギリまで太陽光パネルを設置するっていう形になりますけど、それでどれだけ発電量を確保できるのか。

【野村屋栗林】

パネル枚数の発電量ですかね、発電量が、パネルの合計出力が、99.45キロワットになりまして、こちらのパワーコンディショナーっていうところで変換して、低圧の、49.5キロワットの低圧発電施設になります。

【赤穂区民】

それと、農地を持ってるものなんですけど、周りの草刈りを、ある程度の面積の、自分の機械を通す形で草刈りだったけれど、そういうものに対して皆様が今度は全部やっていただけるっていうことですか。

【野村屋栗林】

草刈りの方は、境界内の草刈りをさせていただきます。

【赤穂区民】

その目一杯伸びちゃった時は、あなたたちははどうしていかっていう、自分らが払わなきゃいけないのかって、

【野村屋栗林】

1ヶ月に1回になりますが、雑草の方も伸びてはしまうと思うんですが、境界内は弊社の方で刈らせていただき、管理していきます。

【赤穂区民】

あと、排水、要するに排水溝の部分はどうされるのか。

【野村屋栗林】

排水口の部分は西側の部分ですか。

【赤穂区民】

西側の部分の排水に対して。

【野村屋栗林】

排水溝部分は、使用しているようであれば、そのまま既存の状態に残すような形を取らせていただきます。

【赤穂区民】

そういうことは何もしないってということですか。

【野村屋栗林】

現在、排水溝がどういった状況なのか確認ができてなくて。

【赤穂区民】

それは必要なことでしょう。

【野村屋栗林】

すみません。

弊社の方で太陽光発電施設を設置させてもらって、発電所が起因して雨水が流出して、影響が出てしまう場合は弊社の方で補修の方はさせていただきます。

【赤穂区民】

周りにフェンスを設置するということですか。

【野村屋栗林】

そうですね。周りにフェンスを設置させていただきます。

【赤穂区民】

工事車両はフェンスを設置した後でも入れるってことですか。

【野村屋栗林】

工事の最後にフェンスを囲わせていただくような形となりますので、工事車両は特に問題ないかと思われます。

【赤穂区民】

わかりました。とりあえず質問は以上です。

【赤穂区民】

これ、もしかしてもう土地の売買契約って終わってらっしゃる。

【野村屋栗林】

まだ契約はしてません。

【赤穂区民】

繰り返しですけど、正直、反対はちょっとまだいらっしゃる。

そのことを、じゃあ、先ほどのお話のようにまずちゃんと伝えていただいて、地主さん、それでいいですねと。

周辺の住民は反対してるけど、地主さんはそれで構わないですねっていう確認をしていただけると。

【野村屋栗林】

はい。

他にご質問等ございますか。

【赤穂区民】

あれですか、落雷なんかの心配はないんですか。

【野村屋栗林】

落雷は比較的、弊社の方でも、先ほどお話しさせていただいたんですが、太陽発電施設の方、450件以上建設させていただいておりまして、管理もほとんどがやらせていただいているんですが、今のところそういった事例はなくてですね。雷の特性としまして、比較的高いところに雷は落ちます。太陽光パネル自体も地上から2.5メートルになりますので、そちらに落ちるっていうことは、可能性としては低いのかと思われます。

【赤穂区民】

そういう実例がないということですね。

万が一ということもないわけじゃないので、近くの木に落ちるという事もありますから。

まあ、ないということで、私どもは受けますけど。

【野村屋栗林】

もし落雷があったとしても、対応できるような形は取らせていただくように致します。

【赤穂区民】

そういうことですね。

設置後のメンテナンスっていうのはどのぐらいの周期でやられるんですか。

【野村屋栗林】

メンテナンスの周期は1ヶ月に1度現地に赴いて点検の方はさせていただきます。

【赤穂区民】

結果報告みたいなものは、その近隣住民には伝えるんですか。

【野村屋栗林】

1ヶ月に1回点検はさせてもらって、特に報告事項は行ってないんですが、弊社の方で管理していくっていうような形を取らせてもらってます。

【赤穂区民】

それは必要なことじゃないですか。近隣住民に伝えるっていうことは必要なことじゃないですか。設置後の、そのメンテナンスに関しては、義務みたいなのが必要なことじゃないでしょうか。必要ないっていう御社の考え方ですか。

【野村屋栗林】

これで点検やらせてもらって、1ヶ月に1回の頻度になりますんで、災害時とかあっても、遠隔監視の方を設けてますので、災害とか、そういった時、何かの損害とか、保障とか、ご迷惑をかけた時は、ご連絡の方はするような形を取らせてもらってるんですが、特に、点検をやらせ

てもらって、異常があった場合は、ご連絡はさせていただくとは思いますが、特に異常がない場合は、ご報告はしないような形を取ってます。

【赤穂区民】

でも、1番必要なことじゃないですか。周りの近隣住民にとってそれは1番必要なことじゃない。

【野村屋栗林】

そちらの方、検討させてもらって、また回答の方はさせていただければと思います。
他に質問等ございますか。

【赤穂区民】

いくつかの要望出てますけれども、この回答っていうのはどういう形で回答がでるのでしょうか。

【野村屋栗林】

こちらの今説明会での回答になりますが

【赤穂区民】

検討して回答しますとか、地主さんに伝えます、伝えましたっていう、その報告とかそういったものっていうのは、誰宛にこういった形でくるのでしょうか。

【野村屋栗林】

もしよければそれで、一応議事録を取らせていただいておりますので、こういった質問があって、こういった回答でやらせていただくっていうのを、また回覧で回らせていただければとは思いますが、もしご意見をいただいた方には、個別でお話の方も1度させていただければと思います。

【赤穂区民】

そうすると、回覧と個別の回答をされるということですか。

【野村屋栗林】

そちらの方は町会長さんとお話はさせていただいておりますので、どちらで協定書を取るっていうのは、まずそこら辺も協議して進めさせていただければと思います

【赤穂区民】

組合長か区長か、、、

線路のすぐ東の人たちから見たら、綺麗だなと思ってよく見たら、目の前でパネルが、ぐるぐると、ギラギラしてるっていう状況になるのが気の毒だなということですね。

もしこれに反対意見があった場合に、開発でもなんでも賛成、反対数取ってっていうことはやらないんですか。

【野村屋栗林】

そうですね、これで説明会やらせてもらって、30日間の意見期間を設けさせて頂き、その後に行政の方に報告書として提出し、説明会での意見に対して回答をさせていただきましたという資料を行政の方に提示させてもらい、区の方には同じ資料を回覧で回していただいて、そこで特にまた意見がなければ、そのまま計画の方は進めさせていただくような形になります。

【赤穂区民】

これ、管理をする時に南側の道路を使う、太陽光を毎月1回管理もありますよね。
その南側の道路を使うんですか。

【野村屋栗林】

北側から入って管理させていただきます。

【赤穂区民】

で、管理するときには、軽トラを使うんですか。

【野村屋栗林】

軽トラか、軽自動車で進入させてもらって点検させていただくような形になります。

【赤穂区民】

結構狭いので。

【野村屋栗林】

はい。

【赤穂区民】

あと事故ですね。狭いので。

先ほどの撤去費用の計画の確認なんですけれども、計画を立てていただけるっていうことだったとよろしいですね。

それって、当然、何年かけて積み上げますよじゃなくて、例えば今日もし会社が危なくなった時に、今日撤去するための費用がいるじゃないですか。

【野村屋栗林】

はい。

【赤穂区民】

そういうレベルのものを用意していただけるってことでいいんですよね。つまり、撤去費用をちゃんと危惧した、何年かけて費用を積み立てるじゃなくて、もう明日、万が一になっても撤去には問題ありませんというようなものを用意していただけるということですか。

【野村屋栗林】

そちらの方、また作らせていただいて、お伺いさせてもらって見ていただければと思います。

他にご意見、ご質問ありますか。

【赤穂区民】

予定では、開始と完了はいつごろになりますか。

【野村屋栗林】

予定工期としては、今年の11月の下旬を着手予定となっており、今年の12月の中旬ぐらいには、完成予定となっております。

【赤穂区民】

何か入れ替えなんかする前に、工事車両が邪魔になった時だけどかしていただけますか。

【野村屋栗林】

工事車両は基本的には敷地内の方に入れておきますので、特に通行の妨げにはならない計画です。

【赤穂区民】

そういう部分は車両は置かないってことですな。

【野村屋栗林】

そうですね。通行はさせてもらいますが、そこに滞在するということはないので。他にご質問とかありますか。

よろしいですか。

これでご意見いただいた方には個別に、またお話の方させていただくっていうのと、このご質問等ご意見あったことに関しては、回答書として回覧の方で1度回させていただきますので、よろしくお願いします。

すいません。本日はお忙しい中ありがとうございました。これで閉会とさせていただきます。ありがとうございました。